成田市空家改修補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は，空家改修を行う者に対し，当該空家改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより，空家を活用するとともに，市内の移住及び定住並びに地域の活性化を促進し，もって地域コミュニティの維持及び再生に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家改修　住宅用改修及び事業用改修をいう。

(2) 空家　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第１項に規定する空家等(同条第２項に規定する特定空家等を除く。）のうち市内に存する住宅（人の居住の用に供する一戸建て（１つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり，１つ以上の居室並びに専用の出入口，台所及びトイレがあるものをいう。以下同じ。）又は併用住宅（一戸建てで店舗，事務所，作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち，居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ床面積の２分の１を超えるものをいう。）をいう。）をいう。

(3) 住宅用改修　空家の活用を目的として実施する改修であって，改修後の用途を居住の用に供するものをいう。

(4) 事業用改修　空家の活用を目的として実施する改修であって，改修後の用途を宿泊施設，交流施設，体験学習施設，創作活動施設，文化施設その他地域の活性化に資するものとして市長が認めるものの用に供するものをいう。

(5) 改修　建築物の性能を維持し，又は向上させるために行う修繕，模様替え等の改修であって，建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）その他の法令に違反しないものをいう。

（補助の対象となる空家）

第３条　空家改修補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の規定に適合する現に１年以上使用されていない空家であって，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第６条第１項，第６条の２第１項又は第１８条第３項若しくは第４項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けているもの

(2) 都市計画区域に編入される以前に建築されたものであって，市長が適当と認めるもの（前号に該当する空家を除く。）

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する空家は，補助金の交付の対象としない。ただし，第１号又は第２号に該当する場合において，市長が特に認めた場合は，この限りでない。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域に存するとき。

(2) 法第３９条第１項に規定する災害危険区域に存するとき。

(3) この規則による補助金の交付を受けたことがあるとき。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる空家改修の区分に応じ，当該各号に定める要件を満たす補助対象空家の所有者（当該補助対象空家が相続財産その他の共有財産である場合においては，全ての所有者から同意を得た所有者に限る。）又は賃借人（当該補助対象空家の全ての所有者から同意を得たものに限る。）であって，空家改修が完了してから１０年以上継続して当該補助対象空家を当該空家改修の用途に活用する意思があるものとする。

(1) 住宅用改修　市内の賃貸住宅又は市外から補助対象空家へ転居する者その他の空家の活用に資すると市長が認める者

(2) 事業用改修　補助対象空家を事業用改修の用途として自ら営む法人，個人又は区，自治会，町内会等の地域団体その他市長が認める団体

2　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，補助対象者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者

(3) 法人又は団体にあっては，その役員又は使用人が暴力団員と認められるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が不適当と認めるもの

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，空家改修に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

2　次に掲げる費用は，補助対象経費に含まないものとする。

(1) 倉庫，車庫その他の空家に附属するものに係る費用

(2) 門，フェンス，植栽その他の空家の外構に係る費用

(3) カーテン，テーブルその他の家具の購入及び設置に係る費用
(4) 冷暖房機，洗濯機その他の家電の購入及び設置に係る費用
(5) 増築工事又は改築工事に要する費用
(6) 国，地方公共団体その他これらに準ずる者から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けているものとして市長が認めるものに係る費用
(7) 前各号までに掲げるもののほか，市長が適当でないと認める費用

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に１，０００円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額を上限とする。ただし，成田市空き家バンク物件登録台帳に補助対象空家が登録されているときは，当該各号に定める額に１０万円を加算した額を上限とする。
(1) 住宅用改修　５０万円
(2) 事業用改修　１００万円

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，空家改修に係る工事請負契約の締結を行う前に，空家改修補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは，第８号に掲げる書類を省略させることができる。
(1) 補助対象空家の位置図
(2) 補助対象空家の現状が確認できる写真
(3) 補助対象空家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は当該補助対象空家の所有者が確認できる書類の写し
(4) 補助対象空家が現に１年以上使用されていないことが確認できる書類の写し
(5) 第３条第１項第１号に掲げる場合にあっては，確認済証の写し
(6) 実施計画書（別記第２号様式）
(7) 空家改修に係る見積書の写し
(8) 市税の納付状況を確認できる書類
(9) 補助対象空家の所有者が申請者以外又は複数の場合にあっては，申請者以外の全ての所有者から当該補助対象空家を改修することについての同意を得たことを証する書類
(10) 補助対象空家の賃借人にあっては，賃貸借契約書の写し
(11) 法人にあっては，法人の登記事項証明書
(12) 誓約書（別記第３号様式）

(13)前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は，前条本文の規定による申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，空家改修補助金交付決定・却下通知書（別記第４号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は，補助金の交付決定について，補助金の交付の目的を達成するため，必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第１０条　第８条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，空家改修の内容を変更しようとするときは，速やかに空家改修補助金交付申請書（別記第５号様式）に第７条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に申請しなければならない。ただし，当該空家改修の目的及び補助金の額に変更が生じない軽微な変更については，この限りでない。

（変更の決定）

第１１条　市長は，前条本文の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更の可否を決定し，空家改修補助金変更決定・却下通知書（別記第６号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第１２条　交付決定者は，補助金に係る空家改修を中止しようとするときは，空家改修中止届（別記第７号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第１３条　交付決定者は，補助金に係る空家改修が完了したときは，空家改修完了実績報告書（別記第８号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし，市長は，公簿等により確認することができるときは，第４号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 空家改修に係る契約書の写し

(2) 空家改修が完了したことを証する写真

(3) 空家改修に係る領収書の写し

(4) 住宅用改修にあっては，世帯全員の続柄の記載された住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

２　前項本文の規定による報告は，当該年度の２月末日までに行わなければならない。

（確定の通知）

第１４条　市長は，前条第１項の規定による報告を受けたときは，その内容を審査し，適当であると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，空家

改修補助金額確定通知書（別記第９号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第１５条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は，補助金の交付を受けようとするときは，空家改修補助金請求書（別記第１０号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１６条　市長は，交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付を受けた日から１０年以上継続して補助対象空家を当該空家改修の用途に活用しなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 第１８条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

２　市長は，前項の規定による取消しをしたときは，当該取消しを受けた者に通知するものとする。

３　前各項の規定は，第１４条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（返還）

第１７条　市長は，前条第１項の取消しを決定した場合において，当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第１８条　交付決定者は，補助金の交付により取得し，又は効用を増加した財産を，市長の承認を受けずに，補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，若しくは担保に供し，又は取り壊し，若しくは廃棄してはならない。ただし，交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は，この限りでない。

（安全性への配慮）

第１９条　交付決定者は，補助対象空家について，地震に対する安全性の向上に努めるものとする。

（確認等）

第２０条　市長は，補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは，交付決定者に対して報告を求め，又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

（委任）

第２１条　この規則に定めるもののほか，必要な事項については，市長が別に定める。

附　則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

別　記

第１号様式

空家改修補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

空家改修補助金の交付を受けたいので，下記のとおり申請します。

記

空家改修交付申請額	円（B）
空家の所在地	成田市
建築確認等年月日及び番号	年　月　日　第　号
登記年月日	年　月　日　登記 建築年月　年　月　※未登記の場合
空家改修区分	□住宅用改修　□事業用改修
空家バンク登録	有　・　無
交付申請額算出の基礎	補助対象経費の額（見積額） 円（A） 補助金の額の算定 （A）×１／２＝円（B） （交付申請額は１，０００円未満切捨て。ただし，住宅用改修にあっては５０万円，事業用改修にあっては１００万円を限度とする。） ※成田市空家バンク物件登録台帳に登録がある場合は，限度額に１０万円を加算する。
申請者の区分	□　所有者　※共有者　有　・　無 □　相続人　※共同相続人　有　・　無 □　賃借人

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>（共　有　者
又は
共同相続人）　住　所
氏　名
住　所
氏　名
住　所
氏　名
※複数名いる場合は，全員記載すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">空家の概要</td><td>所　有　者</td><td>住　所
氏　名</td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td>一戸建て住宅（□専用住宅　□併用住宅）
（用途：　　）</td></tr>
<tr><td>建　築　年</td><td>年　　月　　日　築
（※登記簿上の年月日を記載）</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td>造　　一部　　造</td></tr>
<tr><td>階　　数</td><td>地上　　階　　地下　　階</td></tr>
<tr><td>床　面　積</td><td>1階　　㎡・2階　　㎡　　合計　　㎡
併用住宅の場合：非住宅部分の床面積　　㎡</td></tr>
<tr><td>法　適　合</td><td>□都市計画法に適合</td></tr>
<tr><td>区　　域</td><td>□土砂災害警戒区域外
□建築基準法　第３９条第１項に規定する災害危険区域外</td></tr>
<tr><td></td><td>空家期間</td><td>年　　カ月</td></tr>
<tr><td colspan="3">（添付書類）※この欄は，記入しないでください。
□補助対象空家の位置図
□補助対象空家の現状が確認できる写真
□補助対象空家の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は補助対象空家の所有者が確認できる書類の写し
□補助対象空家が現に１年以上使用されていないことが確認できる書類の写し
□第３条第１項第１号に掲げる場合にあっては，確認済証の写し
□実施計画書
□空家改修に係る見積書の写し
□市税の納付状況を確認できる書類
□補助対象空家の所有者が申請者以外又は複数の場合にあっては，申請者以外の全ての所有者から当該補助対象空家を改修することについての同意を得たことを証する書類
□補助対象空家の賃借人にあっては，賃貸借契約書の写し
□法人にあっては，法人の登記事項証明書
□誓約書
□その他市長が必要と認める書類</td></tr>
</table>

第２号様式

実施計画書

<table>
<tr><td colspan="2">改　修　用　途</td><td colspan="2">□住宅用改修　　□事業用改修</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事予定期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">施　工　業　者</td><td>住　所</td><td></td></tr>
<tr><td>業者名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業内容</td><td>実施内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>期待される事業の効果</td><td colspan="2">※どのように地域コミュニティの維持及び再生につながるか</td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事の内容</td><td colspan="2">※具体的に記載してください。別紙図面等の添付可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震性について</td><td colspan="2">□耐震性有（補強工事済　・　新耐震基準により建築）
□耐震補強工事も合わせて実施
□耐震補強工事を実施予定（　　年　　月頃）
→□耐震改修の必要性について理解しました</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業開始予定年月日（住宅用改修は居住予定）</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

第３号様式

誓　　約　　書

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

空家改修補助金の交付の申請に当たり，下記のとおり誓約します。

記

１　私は，改修後の空家を，申請用途として明示した目的に従い，空家改修が完了してから１０年以上継続して活用します。
２　私は，各種法令に適合する改修工事を行い，必要な手続きについては，工事着手前までに行います。
３　私は，必要に応じて，市が求める実施状況の報告書や現地確認に協力します。
４　私は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。
５　私は，本申請に関して，補助金の対象の空家の所有者全員の同意を得ています。
６　私は，申請の内容に虚偽があった場合は，補助金を返還します。

第４号様式

成田市指令第　　号

住　所
氏　名

空家改修補助金交付決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家改修補助金の交付について，下記のとおり決定・却下したので通知します。

年　　月　　日

成田市長　　㊞

記

１　決定

(1) 補助金交付決定額　　円

(2) 交付の条件

２　却下

理由

第５号様式

空家改修補助金変更申請書

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

年　　月　　日付け成田市指令第　　号で決定のあった空家改修補助金に係る空家改修の内容について，下記のとおり変更したいので申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="3">１　変更の内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□交付申請額</td><td>変更前</td><td>円</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>円（B）</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後の交付申請額算出の基礎
補助対象経費の額（見積額）
円（A）
補助金の額の算定
（A）×１／２＝円（B）
（交付申請額は１，０００円未満切捨て。ただし，住宅用改修にあっては５０万円，事業用改修にあっては１００万円を限度とする。）
※成田市空き家バンク物件登録台帳に登録がある場合は，限度額に１０万円を加算する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">□その他</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
</table>

２　変更の理由
（添付書類） 変更に係る書類

注　変更前後は，変更のある箇所のみ記入してください。

第６号様式

成田市指令第　　号

住　所
氏　名

空家改修補助金変更決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家改修補助金に係る空家改修の変更について，下記のとおり決定・却下したので通知します。

年　　月　　日

成田市長　　印

記

１　決定
　変更後補助金交付決定額　　円

２　却下
　理由

第７号様式

空家改修中止届

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
届出者　氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

年　　月　　日付け成田市指令第　　号で決定があった空家改修補助金に係る空家改修について，下記の理由により中止するので届け出ます。

記

中止の理由

第８号様式

空家改修完了実績報告書

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
報告者　氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

年　　月　　日付け成田市指令第　　号で決定のあった空家改修補助金に係る実績について，下記のとおり報告します。

記

１　住 宅 の 所 在 地

２　空家改修の事業期間　　着手　　年　　月　　日
　　完了　　年　　月　　日

３　補 助 対 象 経 費　　円

４　補助金交付決定額　　円

５　添　付　書　類

(1) 空家改修に係る契約書の写し
(2) 空家改修が完了したことを証する写真
(3) 空家改修に係る領収書の写し
(4) 住宅改修にあっては，世帯全員の続柄の記載された住民票の写し
(5) 前各号に掲げるもののほか，その他市長が必要と認める書類

第９号様式

成田市達第　　号

住　所
氏　名

空家改修補助金確定通知書

年　　月　　日付け成田市指令第　　号で決定した空家改修補助金について，下記のとおり確定したので通知します。

年　　月　　日

成田市長　　㊞

記

補助金交付確定額　　円

第１０号様式

空家改修補助金交付請求書

年　　月　　日

（あて先）成田市長

住　　所
請求者　氏　　名
電話番号
（法人にあっては，事務所又は事業所の所在地及び名称）

年　　月　　日付け成田市達第　　号で確定のあった空家改修補助金について，下記のとおり請求します。

記

請　求　額		円
振込先	金融機関名	銀行・農協 信 用 金 庫
		本店・支店 支所
	口 座 種 別	普通　・　当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	